

## 発議第1号

### 議会の委任による町長の専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を下記のとおり指定するものとする。

令和8年3月10日 提出

提出者 大台町議会運営委員会  
委員長 小野 恵司

### 記

#### 町長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）180条第1項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。ただし、その効力は議決の日以降発生したものから令和12年2月11日までとする。

- 1 1件100万円以下の法律上の義務に属する和解及び損害賠償の額を定めること。
- 2 上記1に関し、予算を定めること。
- 3 大台町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年大台町条例第46号）第2条の規定による議会の議決を経て締結した工事又は製造に関する請負契約で、契約金額の増額若しくは減額が当該契約金額の5%を超えない変更契約を締結すること。ただし、変更契約金額が当該契約金額の5%以下であっても、その金額が500万円を超える場合は除く。

#### ○ 提案理由

軽易な交通事故や町が管理する施設等での軽易な事故による損害賠償を伴った和解において、早期の救済等、被害者、加害者双方の和解が時間的に制約されることなく、円滑に行われることや、比較的小規模の工事変更で少額なものについては、事務の効率化と契約相手方の工事の円滑な進捗を図ることができることから指定するものです。